

(9) 人権教育

① 学校における人権教育

各学校においては、人権教育推進体制の要として人権教育担当者を配置しており、人権教育年間指導計画に基づいて人権教育を推進しています。推進に当たっては、人権週間や人権集会を設定するなどして、児童生徒の発達段階に応じた題材による授業や児童会活動、生徒会活動を通して、児童生徒が人権について主体的に学ぶ機会の工夫をしています。

今後とも、児童生徒に人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分身に付けさせるとともに、児童生徒の人権への配慮が、日常生活においてその態度や行動に現れるような人権感覚を十分に身に付けるための指導をいっそう充実させる必要があります。

教職員研修は、主として総社市人権教育協議会において、中学校ブロック単位で年間を通して計画的に行ってています。また、全県又は全国規模の人権教育に係る研究会に各校の教職員を派遣し、研修の充実を図っています。

今後とも、教職員自らの人権意識の高揚を図るための参加体験型学習による教職員研修の充実を図る必要があります。併せて、インターネット上の書き込みなどによる人権問題など、新しい課題に対応するための指導内容や方法に関する研修や、児童虐待の問題に対応するための研修のいっそうの充実が必要です。



写真14 人権集会での集団づくりゲーム

② 指導者の養成・確保

人権教育指導者育成講座を年6回開講しています。

また、市内37幼・小中学校のPTA人権教育担当者を対象に年3回、研修会を行っています。そして、人権教育指導者育成講座の受講生と総社市人権教育推進協議会の会員対象に年1回、専門研修として人権教育指導者研修会を行っています。

引き続き、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚をもった人材を養成するために、学習機会を提供するとともに、学習内容・方法のいっそうの充実を図る必要があります。

③ 人権を尊重する環境づくり

市内6公民館と2教育集会所で年に各1回、地域住民の方を対象に巡回ふれあい講演会を行っています。

分館では、市内20分館と清音公民館の21か所を年に7か所ずつ3年をかけて巡回、地域住民の方を対象に人権ふれあい講座を行っています。

また、幼稚園、小中学校と連携して、保護者を対象にPTA人権教育研修会を開催しています。

市民が人権に関する知的的理解を深めるとともに人権感覚を身につけ、互いの人権を尊重し、支え合いながら共に生活する共生社会の実現が必要です。



写真15 巡回ふれあい講演会